

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修の受講対象者

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業では、今まで介護のお仕事に従事したことがない方が現行の介護サービスの基準を緩和した新たなサービスA（通所型、訪問型）に従事していただくことができるよう、「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修」を行います。

| 研修 | 受講の目的(受講後の従事希望職種等) | 資格・要件など | 受講の可否 |
|----------------|--------------------|---|---------|
| 生活援助員研修 | 生活援助員 | 訪問介護員の資格がある人 (介護福祉士、介護初任者研修修了など) | 受講できません |
| | | 以前に生活援助員研修を修了した人 | 受講できません |
| | | 上記以外で、訪問型サービスAの事業所で従事したいと考えている人 | 受講できます |
| サービスA 担い手研修 | サービスA提供責任者 | サービス提供責任者の資格がある人 (介護福祉士、実務者研修修了など) | 受講できません |
| | | 以前にサービスA担い手研修を修了した人 | 受講できません |
| | | 上記以外で、訪問型サービスA提供責任者として従事したいと考えている人 | 受講できます |
| | サービスA管理者 | 以前にサービスA担い手研修を修了した人 | 受講できません |
| | | 上記以外で、通所型サービスA事業所の管理者として従事したいと考えている人 | 受講できます |
| | サービスA事業への参入 | 訪問型・通所型サービスAの事業を開始したいと考えている人 * サービスAの事業を開始する際は次の要件を満たす必要があります。 ①法人であること ②茅ヶ崎市から訪問型・通所型サービスAの指定を受けること | 受講できます |